

総合評価方式適用の考え方について

公共工事における総合評価方式活用検討委員会報告

国土交通省国土技術政策総合研究所
建設マネジメント技術研究室 つつみ たつや 堤 達也

1 はじめに

国土交通省国土技術政策総合研究所においては「公共工事の品質確保の促進に関する法律」の成立を踏まえ、平成17年5月に「公共工事における総合評価方式活用検討委員会」（委員長：小澤一雅 東京大学大学院工学系研究科教授）を設置し、総合評価方式のより一層の活用促進に向けた検討を行っている。平成18年度においては、直轄工事における総合評価方式の実施状況の分析や受発注者からの意見・要望、地方公共団体における実施状況等を踏まえ、本委員会が平成17年9月に策定した「公共工事における総合評価方式活用ガイドライン」を見直すとともに、平成18年4月に策定した「高度技術提案型総合評価方式の手続について」を盛り込み、公共工事の各発注者の参考に資するため「公共工事における総合評価方式活用検討委員会報告～総合評価方式適用の考え方～」としてとりまとめたので紹介する。

2 委員会報告の概要 ～ガイドライン見直しのポイント～

- (1) 評価項目および配点の見直し
- ① 簡易型における評価項目の見直し
- 企業の同種・類似工事の施工実績や配置予定技術者の資格等を競争参加資格の要件として審査す

る場合には、総合評価における評価項目として採用しても競争参加者の技術力評価の結果に有意な差が生じにくいいため、評価項目として採用しないことが望ましい。

② 簡易型における配点の見直し

企業および配置予定技術者の過去の工事成績や表彰実績の有無、技術開発の実績の有無、継続教育（CPD）の取り組み状況等については、技術力評価の結果に差が生じやすく、技術力競争を促進するため、工事特性に応じてこれらの評価項目を採用する場合には配点を高めることが望ましい。

③ 施工体制を確認する評価項目の追加

公共工事の品質のさらなる確保を図るため、入札手続の段階で競争参加者の施工体制を確認する評価項目を新たに追加した。

(2) 総合評価の方法の見直し

① 加算方式の適用拡大

加算方式における評価値は、価格のみの競争では品質の低下が懸念される場合に、施工の確実性を実現する技術力を評価し加味する指標であるといえ、工事品質の確保を図る簡易型への適用が考えられる。一方、除算方式における評価値は、VFM（Value for Money）の考え方によるものであり、価格当たりの工事品質を表す指標であるため、技術提案により工事品質のより一層の向上を図る標準型および高度技術提案型への適用が考え

られる。

ただし、除算方式は技術評価点を入札価格で除するため、入札価格が低いほど評価値が累加的に大きくなる傾向があるのに対し、加算方式は技術評価点と価格評価点をそれぞれ独立して評価するため、技術力競争を促進することができると考えられ、極端な低価格による入札が頻発している現況においては加算方式の適用拡大を図ることが望ましい。なお、これらの方式の適用については、今後の実施状況を踏まえ、引き続き検討が必要である。

② 除算方式における加算点の拡大

加算点が小さい場合には価格の要素に大きく影響を受けて最高評価値が決まることから、価格と品質が総合的に優れた工事の調達を実現するため、加算点を拡大し設定することが望ましい（表1）。

③ 技術評価点の算出方法の留意点

技術評価点の算出方法として、競争参加者間で最も評価の高い者に満点を付与する「一位満点方

表 1 除算方式における標準的な加算点

総合評価方式	加算点	
	一般的な場合	施工体制を評価する場合
簡易型	10～30点	10～50点
標準型	10～50点	10～70点
高度技術提案型	50点～	

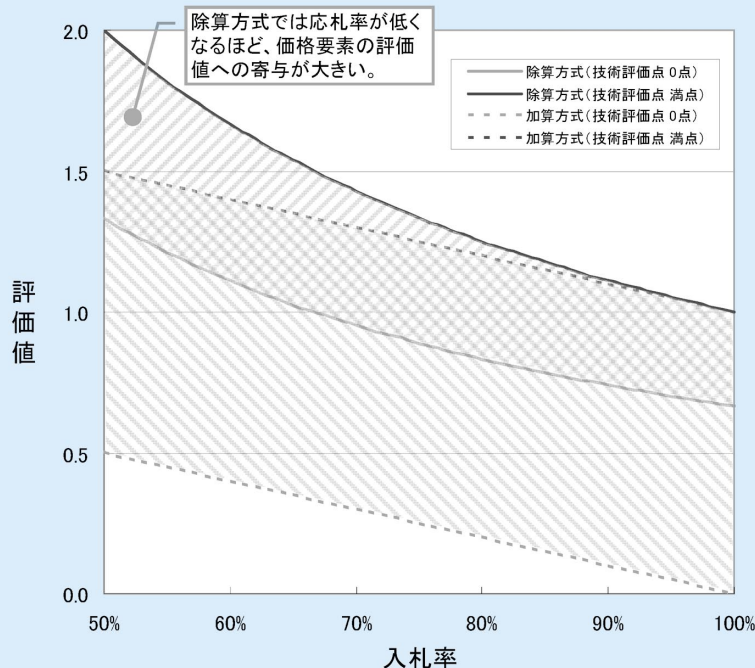
加算点とは別途に「施工体制評価点」30点を追加設定する。

式」や得点の合計をそのまま技術評価点とする「素点計上方式」等が一般的に採用されていることから、これらの方式を採用する上での各方式の長所・短所を整理した。

(3) 技術提案の課題設定と評価方法のあり方

① タイプの位置付けの再整理

簡易な施工計画は企業の技術力評価に有効であるが、発注担当職員は課題や評価基準の設定に苦慮しており、標準型と同様な技術提案を求め、評価している事例も見受けられる。一方、高度技術提案型の活用が進んでいないことから、タイプの位置付けを再整理した。



- 1 図中の評価値は、入札率100%、技術評価点が満点の場合の評価値を1として正規化した値
- 2 加算方式における価格評価点と技術評価点の割合は50 : 50、価格評価点 = $50 \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$ とし、評価値 = 価格評価点 + 技術評価点にて算出。
- 3 除算方式では標準点 = 100点、加算点 = 50点とし、評価値 = (標準点 + 加算点) / 入札価格にて算出。

図 1 加算方式と除算方式の比較

② 簡易型における評価のあり方

競争参加者間の簡易な施工計画に対する評価の優劣を明確化するために、発注者が示す仕様の範囲を超えた工夫を求める傾向が発注者に見られるとともに、競争参加者側においても安易にコスト負担を要するハード対策を提案している事例が見られる。

簡易型はあくまでも発注者が示す仕様の範囲内で必要となる知見や配慮を求めるべきであり、コスト負担を要するハード対策等、その品質を上回る提案は必要範囲を超えるものとして評価しないように留意するとともに、品質をより高めることを期待する場合には標準型を適用する。

③ 高度技術提案型の積極的活用

民間企業が有する高い技術力を活用することにより工事の品質の向上を図るとともに、企業の技術開発・技術者育成の促進を図るため、高度技術提案型を積極的に活用する。

④ タイプに応じた条件明示の徹底

発注者の意図を明確にし、競争参加者からの的確な技術提案の提出を促すため、入札説明書や設計図書において施工条件や要求要件（最低限の要求要件、評価する上限がある場合には上限値）の明示の徹底を図る。

(4) 地方公共団体における総合評価方式の導入促進

① 市区町村向け簡易型の提示

地方公共団体のうち、都道府県では総合評価方式の導入が進んでいるが、市区町村においては導入が進んでいない。簡易型は、発注者が示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を評価するものであるため、当該工事の簡易な施工計画を求めて総合評価を行うことが望ましいことから、技術職員が少なく公共工事発注のための体制が十分に整備されていない市区町村においても、発注者支援制度等の活用により簡易な施工計画を評価することを原則としつつも、発注者の体制が整備されるまでの間、技術的な工夫の余地が小さく、かつ規模の小さな工事においては、施工計画を評価しない代わりに工事成績や過去の同種工事の施

工実績等が企業の施工計画を作成する能力を反映する指標とみなして総合評価を行うことも考えられる。

なお、このような考え方に基づき総合評価を行う場合は、技術力評価において工事成績が支配的になることが想定されるため、発注者は適切に工事成績評価を実施することが重要である。あわせて配置予定技術者の能力についてヒアリングを実施することが望ましい。

② 総合評価方式の効果の検証

今後、地方公共団体において総合評価方式の導入が促進され、各発注者の公共工事の発注状況や工事の特性等に応じて、独自の評価項目や評価方法等が採用されることが見込まれる。従って、各発注者は総合評価方式の実施状況等からその効果について検証を行うとともに、必要に応じて学識経験者の意見を聴取し、評価項目や評価方法等の改善に努める必要がある。

③ 発注者の支援

技術職員の少ない市区町村等の地方公共団体では、発注者自らが総合評価方式の実施を含めたすべての発注関係事務を適切に実施することが困難である場合も想定されるため、このような発注者に対する支援制度の活用を提案した。

また、審査を公正かつ効率的に行うため、工事の施工内容や工事成績評価、当該工事を担当した技術者に関するデータベースを活用することが望ましい。

(5) その他

技術提案（VE 提案）によるコスト縮減の扱いや入札・契約手続の透明性・公平性の確保について留意事項を整理するとともに、今後の課題として、フォローアップ調査の継続、実施に向けた体制の整備、事後審査型入札方式の導入、技術提案の作成費用について整理した。

3 おわりに

上述した委員会報告を含めて委員会に関する資料はすべて国土技術政策総合研究所のホームページ

表 2 市区町村向け簡易型における評価基準および得点配分の設定例

(1) 企業の施工実績について

評価項目	評価基準	配点	得点
過去15年間の同種・類似工事の施工実績の有無	同種工事の実績あり	1.0	/ 1.0
	類似工事の実績あり	0.0	
過去2年間の工事成績評定点の平均点	80点以上	2.0	/ 2.0
	70点以上 80点未満	1.0	
	70点未満	0.0	

(2) 配置予定技術者の能力について

評価項目	評価基準	配点	得点
主任（監理）技術者の保有する資格	1級土木施工管理技士または技術士	1.0	/ 1.0
	2級土木施工管理技士	0.0	
過去15年間の主任（監理）技術者の施工経験の有無	同種工事の実績あり	1.0	/ 1.0
	類似工事の実績あり	0.0	

(3) 地理的条件について

評価項目	評価基準	配点	得点
地域内における本支店、営業所の所在地の有無	県内に本店、支店又は営業所あり	1.0	/ 1.0
	県内に拠点なし	0.0	
過去15年間の近隣地域での施工実績の有無	施工実績あり	1.0	/ 1.0
	施工実績なし	0.0	

(4) 配置予定技術者の能力について（ヒアリング）

評価項目	評価基準	配点	得点
技術者の専門技術力 ・関連分野における施工経験や知識量 ・担当工事における主体性、創意工夫の取り組み	実績として挙げた工事に中心的・主体的に参画し、創意工夫等の積極的な取り組みが確認できる	1.0	/ 1.0
	実績として挙げた工事において適切な工事管理を行ったことが確認できる	0.5	
	その他	0.0	
当該工事の理解度・取り組み姿勢 ・当該工事の施工上の課題や問題点等の理解度 ・課題への対応に関する技術的な裏付け ・疑問点等に対する質問等の積極性	当該工事について適切に理解した上で、施工上の提案等積極的な取り組み姿勢が見られる	1.0	/ 1.0
	当該工事について適切に理解している	0.5	
	その他	0.0	
技術者のコミュニケーション能力	質問の意図を理解し、的確な応答ができる	1.0	/ 1.0
	その他	0.0	
		得点合計	/ 10.0

ジ（<http://www.nilim.go.jp/lab/peg/index.htm>）からダウンロードできる。

国土技術政策総合研究所においては、今年度委員会の下に作業部会を設置し、総合評価方式の事例の収集・分析を通じて、適宜必要な改善を図る

とともに、公共工事の発注に携わる担当者にとって参考となる情報を提供していくことにより、総合評価方式の活用促進に努めていきたいと考えている。